

(別添)

医療経済実態調査票(医療機関等調査)の誤送付の発生について

1. 医療経済実態調査(医療機関等調査)

- 病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的として実施。
- 東日本大震災の発生に伴い、被災地等の調査負担を考慮するため、6月3日に開催された中央社会保険医療協議会総会において、調査票の発送に当たり、次の配慮を行った上で調査を実施することを決定し、6月7日以降調査票送付作業を開始。
 - ・(社)日本損害保険協会が認定した全損区域、原子力災害対策特別措置法の規定による退避指示等の対象となっている区域等に所在する保険医療機関等については、調査票の発送を行わない(配慮A)。
 - ・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に規定する特定被災区域に所在する保険医療機関等に対しては、事前に個別連絡を行い、調査協力の了承を得た上で、調査票の発送を行う(配慮B)。

2. 発生した事案の概要

- 本調査は、その実施に当たり、みずほ情報総研株式会社(以下「みずほ情報総研」という。)に委託して実施し、みずほ情報総研が医療経済実態調査事務局を運営。調査票の印刷及び発送手配については、みずほ情報総研から(株)研恒社(以下「研恒社」という。)に再委託して実施。
- 今回の事案は、6月9日14時頃に宮城県の保険薬局から調査事務局に対し、「調査票が届いたが、災害で薬局が全壊しており、回答できない。」旨のご連絡をいただき判明。みずほ情報総研は、状況確認の上、厚生労働省に対し報告。
- みずほ情報総研において確認した誤送付の状況及び作業手順は別紙のとおり。
- 誤送付の発生は、「配慮A」及び「配慮B」の双方について、研恒社がみずほ情報総研からの連絡を受け、確認した上で発送すべきところ、別の連絡を取り違え、正しい連絡を受ける前に送付を行ったことが原因。

3. 対応

(1) 誤送付した保険医療機関等への対応

- 配慮 A 対象施設については、個別に連絡をとり、本来配布対象外であつたにもかかわらず、事務処理誤りにより送付した旨お詫びの上、調査票の廃棄を依頼。
- 配慮 B 対象施設については、個別に連絡をとり、調査票送付前に電話確認にてご協力いただけるかどうか確認の上調査票を送付すべきところ、事務処理誤りにより送付した旨お詫びの上、改めて調査協力について確認を行う。

(2) 未配達の保険医療機関等への対応

- みずほ情報総研と研恒社との間の事務処理体制を確認し、みずほ情報総研からの発送指示を確認の上、研恒社から発送することを徹底。

(3) 再発防止

- みずほ情報総研に対し、本委託業務の実施体制及び再委託する場合の連絡体制の確認並びに改善策の作成を指示し、厚生労働省において確認。

(別紙) 第18回医療経済実態調査 誤送付の状況について

○誤送付の状況 (6月9日23時時点)

	要電話確認の被災地域	損保全損地域等発送対象外			
		うち 配達済み	未配達	うち 配達済み	未配達
病院	197	193	4	27	23
一般診療所	262	33	229	33	2
歯科診療所	92	11	81	15	1
保険薬局	134	128	6	24	23
合計	685	365	320	99	49
					50

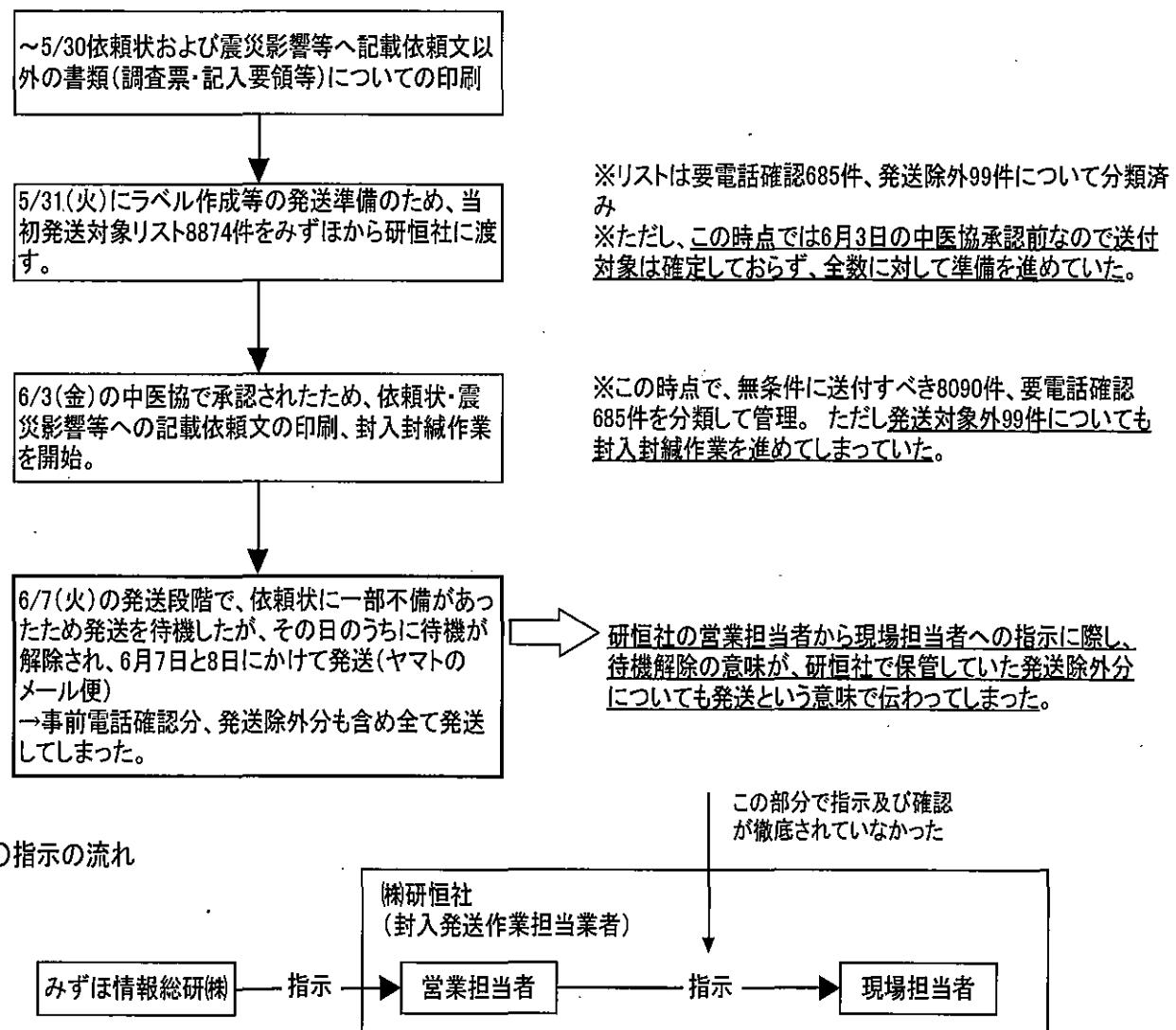
	要電話確認の被災地域の配達済み								
	配達済み 計	岩手県	宮城県	福島県	青森	千葉	茨城	栃木	新潟
病院	193	0	28	28	7	51	50	25	4
一般診療所	33	0	1	4	0	7	20	1	0
歯科診療所	11	0	0	0	0	4	7	0	0
保険薬局	128	0	19	17	5	41	27	15	4
合計	365	0	48	49	12	103	104	41	8

	損保全損地域等発送対象外				
	配達済み 計	岩手県	宮城県	福島県	その他
病院	23	0	10	13	0
一般診療所	2	0	0	2	0
歯科診療所	1	0	0	1	0
保険薬局	23	0	15	8	0
合計	49	0	25	24	0

(別紙) 第18回医療経済実態調査 誤送付の状況及び作業手順について

(現在把握している状況)

○誤送付に至るまでの流れ



○指示の流れ